

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

高齢者と観光客が融合するまち「射水」創造事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

射水市

### 3 地域再生計画の区域

射水市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

今回の対象地区である新湊地区においては、県内有数の観光施設である海王丸パークをはじめとする観光資源を多く抱えているものの、交通の利便性に欠けることから、自家用車での訪問がアンケート調査によると全体の82.6パーセントを占めている。このことから、北陸新幹線の開業による交流人口の拡大（観光客の増加）はほぼ見受けられず、新幹線開業前の平成26年の観光客入込数3,938千人から開業後の平成28年は4,182千人と1.06倍の伸びとなっており、富山県全体の観光客入込数の伸び率1.21倍と比較しても非常に低い伸び率となっている。

また、当地区では、人口減少及び高齢化の進行が市内全地区の中で最も進んでおり、平成22年国勢調査での地区人口が34,893人で市全体高齢化率24.0%に対し当該地区は27.5%であったが、平成27年国勢調査では、地区人口33,500人で市全体高齢化率が28.8%に対し当該地区は32.7%に上昇している。

特に、商店街付近のエリアは高齢化が進んでおり高齢化率は40.1%にも達している。付近の商店街では後継者不足により閉店が相次いでおり、当該地区の商店街（東・西各新町商店街）においては、平成23年度の商店数が44店舗であったが、平成28年度は30店舗であり、14店舗も減少してい

る。加えて空き家も増加しており、平成 23 年の市調査によると、市全体空き家数 1,352 に対し、当該地区は 864 で地区別分布率は 63.9%であったが、平成 28 年の調査では、市全体空き家数 1,538 に対し、当該地区は 997 で 133 の増、地区別分布率は 64.8%に上昇している。

こうした状況から、交流人口を拡大し、地域の活性化を図るとともに、地域住民、特に高齢者が元気で生き生きと暮らせる地域となるよう、まちづくり等を進める必要がある。また、地域の魅力を高める取組を進め、商店街の空き家を利用した新規出店による新たなにぎわい創出に努める必要がある。

一方、本市の陸の玄関口であるあいの風とやま鉄道小杉駅は、県内の鉄道駅の乗車数が県内で第 3 位（1 日当たり 3,188 人）であるにも関わらず、新湊地区への移動手段が確保されておらず、かつ、観光案内施設等もないことから、観光客の利便性に配慮されていない状況にある。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

5 市町村が合併して誕生した本市においては、旧市町村が優れた観光資源を有し、2016 年においては、4,182 千人の観光客を受け入れており、2022 年には 4,400 千人の受入を目標としている。中でも、今回の対象地区である新湊地区においては、新湊大橋や海王丸パーク、内川周辺等の観光資源、そして新湊漁港で水揚げされるベニズワイガニやシロエビに代表される食資源を有しており、観光客受入の中心地となっている。この目標を実現するため、当地への新たな来訪手段として、北陸新幹線の新高岡駅と新湊地区、そして市内の主要駅であるあいの風とやま鉄道小杉駅を結ぶ周遊バスを運行し、交流人口の拡大を図る。あわせて、2017 年に実施したアンケート調査によると、本市へ訪問する交通機関は、自家用車が全体の 83.6 パーセントを占めており、新幹線にいたっては、2.0 パーセントに留まっている。このことから、自家用車での訪問を公共交通に切り替えるよう促すことにより、二酸化炭素の削減等、環境負荷の軽減を図る。また、新湊地区においては、高齢化が進み、後継者不足から商店街では空き家が増加傾向にあるとともに、買い物難民も増加傾向にある。こうした現状を踏まえ、新湊地区内における観光客と地域の高齢者の移動手段と

して、電動カート等を利用し巡回させることにより、高齢者に優しいまちづくり、元気な商店街づくりを進める。加えて、魅力ある観光資源を内外に発信しきれていない現況を踏まえ、観光PR拠点の整備とともに、新たな地域資源の掘り起こしによる新商品の開発、新規出店等、地域の観光事業者等を支援し、にぎわいの創出による地域経済の活性化を目指す。

**【数値目標】**

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
商店街等新規出店支援事業補助金交付件数(件)	0	2	2
内川(川の駅)来訪者数(人)	44,370	400	400
あいの風とやま鉄道小杉駅乗車数【1日当たり】(人)	3,188	10	20
元気な高齢者の割合【要介護認定等を受けていない者の割合】(%)	81	0.2	0.2

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	KPI増加分 の累計
3	3	3	13
400	400	400	2,000
30	50	50	160
0.2	0.2	0.2	1

**5 地域再生を図るために行う事業**

**5-1 全体の概要**

5-2の③及び5-3のとおり。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

### ① 事業主体

射水市

### ② 事業の名称

高齢者と観光客が融合するまち「射水」創造事業

### ③ 事業の内容

本市観光客の玄関口である北陸新幹線新高岡駅をから新湊地区、そしてあいの風とやま鉄道小杉駅を結ぶ周遊バスを運行し、交流人口の拡大によるにぎわいの創出を図る。

新湊地区にある複数の観光地と既存商店街とを結ぶ移動手段として、電動カートや電気自動車の導入を図り、観光客の利便性向上とともに、地域の高齢者の買い物の足とすることで、商店街の復興と活性化を図る。なお、車両については、国が新たに総合戦略で示している5GやAI、IoTの活用を念頭に高等教育機関等と連携し、本市独自の仕様の実現を目指す。あわせて、地域資源の掘り起こしによる新たな商品開発や創業支援による新規出店を促すため、キッチンカーの活用を図る。キッチンカーについては、新商品の販路拡大にも寄与する。

本市の玄関口である小杉駅から新湊地区への利便性の高い移動手段を確保し、新湊地区への観光客の誘導拠点とする。

### ④ 事業が先導的であると認められる理由

#### 【自立性】

行政、商工業者及び交通事業者等が一体となったまちづくり会社を設立することにより、あらゆる分野での連携により、安定的な事業運営と新たな企画立案等が可能となる。

#### 【官民協働】

市、射水商工会議所、射水ケーブルネットワーク、射水市観光協会、新港ビル、海王交通等がそれぞれの専門分野を持ち寄って、令和元年11月

に、新湊地区まちづくり協議会を設立した。協議会は地方創生を推進するため、官民協働体制の各部会を設置し、交付金事業を実施することによって、市産業全体の底上げを図ることとしている。

事業実施に向けては、それぞれの役割にしたがって出資等の民間資金を活用して、事業を推進する。

#### 【地域間連携】

富山県西部6市では、これまで通勤・通学等、一体的な経済・生活圏を形成していたことから、平成28年10月に「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」を形成し、6市で連携して、圏域の経済成長に資する事業等に取り組んでいる。その他、6市では圏域にある北陸新幹線の新高岡駅への速達型列車の停車を目指し、駅の利用促進につなげる活動も進めている。今回、県内上位の観光客入込数である新湊地区と新高岡駅を直接結ぶバスの運行を行うことで、駅利用者の増加につなげるとともに、新高岡駅を拠点として圏域内の他観光地との連携することで圏域の活性化を図る。

#### 【政策間連携】

今回の連携事業は交流人口の拡大による地域の活性化とそこに住む市民、中でも高齢者が生き生きと健康で日常の生活を送ることができるための取組、加えて、衰退する地域商店街の復興、それに付随し、新たな魅力（地域資源）を掘り起こし、新産業の創出につなげることである。こうした取組により、自立した地方（地域）としてのモデル地区を目指すものである。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

産学官金労言で組織する外部有識者委員会を設置し、基本目標の数値目標及び個々の事業のKPIについて、毎年度PDCAサイクルによる検証、事業改善を行う。

#### 【外部組織の参画者】

射水青年会議所、富山県立大学、射水市地域振興会連合会、射水市観光協会、民間のシンクタンク、射水市商工協議会、北日本新聞社高岡支社、北陸銀行小杉支店、射水市社会福祉協議会、保育園保護者会、連合富山射水地区協議会の代表者

【検証結果の公表の方法】

検証結果は市のホームページで公表する。

⑦ 事業費

(単位：千円)

事業	2019年度	2020年度	2021年度
法第5条第4項第1号イに関する事業	36,000	88,941	71,941
うち法第5条第4項第2号に関する事業 (※2019年度のみ)	18,000		

2022年度	2023年度	総事業費
46,500	31,500	274,882
		18,000

⑧ 事業実施期間

- 法第5条第4項第1号イに関する事業  
地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで  
※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用
- 法第5条第4項第2号に関する事業  
2019年1月に申請した地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

ア 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分

まちづくり（コンパクトシティ等）

イ 申請時点での寄附の見込額

（単位：千円）

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
建設業	2,000	2,000
計	2,000	2,000

ウ 寄附の金額の目安

8,000千円（2020年～2023年度累計）

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 射水市商店街等新規出店支援事業

###### ① 事業概要

商店街等の活性化及び振興を図るため、事業者が商店街等への出店等に要する経費の一部について補助金を交付するもの。

###### ② 事業実施主体

射水市

###### ③ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。